

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 1 号
件 名	教育委員会施設課長の虚偽陳述究明と意見表明について
要 旨	<p>葛塚中学校舎設計監理委託業務契約を（株）安藤忠雄建築研究所と起案書1枚で随意契約したことが地方自治法施行令第167条の2（随意契約）及び財務規則（同条文）に違反する。</p> <p>新潟市議会基本条例第17条（委員会の役割）の規則に沿った積極的な調査、活発な審査を行い、必要に応じ同条例第19条（学識経験者等の活用）を適用して事実究明を果たし、同条例第3条第1項第5号（意見表明）を行うことを要望する。</p> <p>平成22年12月14日（12月定例会）、文教経済常任委員会での遠藤哲委員の質疑に対し、教育委員会施設課長は最高裁判例（昭和62年3月20日）として判例文にない返答陳述を行った。その真贋は会議録と判例文を照合することで容易に証明できる。</p> <p>陳述文言と判例文の照合、同定例会会議録12ページ7行目から10行目まで（117文言）、別冊ジュリストNo.168、92ページ（判旨）での同判例文部分は、左列9行目から左行11行目、17文言、右列13行目から右行2行目、33文言（50文言）。</p> <p>ゆえ、施設課長（117文言）と判例文（50文言）の照合で虚偽が証明。</p> <p>施設課長が判例文として追記した次記文章、「……個別の事例に即し、随意契約の締結の可否を検討の上、随意契約の締結も可能」は、争訴審理の原点に戻った意味の創作文であり、争訴審理を尽くした最終判断の根拠理由とは言えない稚拙な創作文である。</p> <p>専門書「判例とその読み方」中野次雄他著、6ページ、31ページからも、施設課長の陳述は所管庁に責任回避を意図した主観的な陳述であることが裏づけられる。</p> <p>福江市の最高裁判例事件はごみ焼却施設請負契約に複数の業者が入札し、さらにその機能を究極的利益に照らした事件の審判であり、校舎設計事案とは違う。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 8 9 号